

(証券コード8041)
2022年6月9日

株 主 各 位

大阪市福島区野田二丁目13番5号
OUGホールディングス株式会社
取締役社長 勝 田 昇

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後1時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）
 2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.oug.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席される株主様への「お土産」の配布は取りやめとさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

<新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）による議決権の事前行使を行っていただきますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付の前に株主様の検温をさせていただきます。発熱がある方や体調不良と見受けられる方におかれましては、ご入場をお控えいただく場合がございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ご入場されます株主様におかれましては、手指の消毒、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。
- 当会場では、座席は間隔を拡げた配置としております。ご来場数の状況により座席が不足する場合、ご入場を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 開催当日の状況に応じて、株主様の安全に配慮した感染防止措置をとらせていただく場合がございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。
- 当日は、お土産のご用意はしておりません。
- 開催当日までの感染状況の変化等により、株主総会の運営について重大な変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oug.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく停滞した経済活動は徐々に回復しつつありますが、設備投資、生産活動、輸出には持ち直しの動きがみられるものの、雇用・所得環境、個人消費の回復は鈍く、持ち直しに足踏みがみられます。

先行きは、国内外の経済活動の本格的な回復が期待されますが、新型コロナウイルス感染症の収束動向やウクライナ情勢など不透明な状況にあります。

消費者心理は、新型コロナウイルス変異型の感染拡大、雇用・所得環境などの経済情勢の先行き不透明感や近時の消費者物価の高騰等により厳しい状況にあります。また、消費者購買行動は、新型コロナウイルス感染防止から、食料品などの日用品購買が中心になっておりますが、厳しい消費者心理を反映し、節約志向は継続しております。

水産物流通業界におきましては、新型コロナウイルス感染防止に伴う世界的な行動自粛などの影響により、内食関連需要は一部伸長するものの、外食・宿泊・インバウンド関連需要や輸出の回復は鈍く、加えて業種・業態の垣根を越えた販売競争が繰り広げられるなど、極めて厳しい経営環境下にありました。

このような環境にあって、当社グループは、全体最適のグループ経営のもと、販売力・調達力の強化、顧客起点志向の追求、地域に対応したソリューションの提供、業務の効率化、諸経費の節減などに注力し積極的な事業活動を展開してまいりました。

また、『OUGグループ中期経営計画2021』（2021年度～2023年度）を実践することにより、バリューチェーンの最適化を意識したグループ役職員の個々の行動変容を通じ、業績を向上させるべく注力してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は2,985億72百万円（前年同期は2,982億23百万円）となりました。損益面では、売上総利益は268億55百万円（前年同期比109.4%）となり、営業利益28億76百万円（前年同期比218.4%）、経常利益30億92百万円（前年同期比179.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益13億44百万円（前年同期比117.8%）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<水産物荷受事業>

中央卸売市場を核とする集荷販売機能をもつ水産物荷受事業は、一部天然魚の漁獲量減少や海外水産物の調達難の影響等により販売数量は減少しましたが、内食関連販売が堅調に推移し、また、水産物価格の上昇が売上総利益率の向上につながり、売上高1,875億95百万円（前年同期は1,903億5百万円）、セグメント利益28億1百万円（前年同期比122.5%）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が131億81百万円減少しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

<市場外水産物卸売事業>

全国各地を網羅する販売拠点を活かした幅広い流通網をもつ市場外水産物卸売事業は、主要取引先である外食・ホテル関連の販売低迷が続く一方、量販店関連の販売は堅調に推移し、新規取引先の獲得等もあって売上高は伸長しましたが、競合激化等に伴う売上総利益率の低下および運搬費等直接経費の上昇により、売上高1,134億30百万円（前年同期は1,085億3百万円）、セグメント損失5億45百万円（前年同期はセグメント損失8億6百万円）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が78億5百万円減少しております。

<養殖事業>

九州、四国にて、ハマチ、ブリ、マグロの養殖を展開する養殖事業は、全国的に養殖ブリの供給量が減少する中、販売価格が高値で推移したことから、売上総利益率の上昇が販売数量の減少や生産コストの高まりを上回る利益要因となり、売上高84億49百万円（前年同期は91億7百万円）、セグメント利益6億54百万円（前年同期はセグメント利益50百万円）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が6億8百万円減少しております。

<食品加工事業>

消費地にある食品加工センターでの水産加工、量販店向けの米飯加工、カット野菜加工、飲食事業者向けの加工・調理サービスなどを行う食品加工事業は、堅調な量販店関連の販売が、外食・ホテル・ブライダル関連の販売低迷を補い、売上高46億54百万円（前年同期は44億79百万円）、セグメント利益5百万円（前年同期はセグメント損失1億67百万円）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が5億99百万円減少しております。

<物流事業>

物流センターにおいて、搬入された水産物等を量販店等の配送先別に仕分け・配送を行う物流事業は、センターフィーおよびギフト関連の収入が堅調に推移しましたが、運賃収入の減少、配送コストや人件費等の増加により、売上高15億96百万円（前年同期は19億71百万円）、セグメント利益6百万円（前年同期比34.5%）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が3億37百万円減少しております。

<その他>

グループの水産物流通を補完するリース事業等その他は、水産物小売事業におけるインバウンド需要等の低迷の影響により、売上高34億47百万円（前年同期は33億56百万円）、セグメント損失1億66百万円（前年同期はセグメント損失1億94百万円）となりました。

なお、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、当連結会計年度の売上高が83百万円減少しております。

セグメントの概況

事業セグメント	売上高	構成比	セグメント利益 又は損失(△)
	百万円	%	百万円
水産物荷受事業	187,595	58.8	2,801
市場外水産物卸売事業	113,430	35.5	△545
養殖事業	8,449	2.6	654
食品加工事業	4,654	1.5	5
物流事業	1,596	0.5	6
その他	3,447	1.1	△166
計	319,173	100.0	2,756
調整額	△20,601	－	120
合計	298,572	－	2,876

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資額は、11億14百万円であり、主なものは下記のとおりであります。

① 全社セグメント	： 本社共同ビル持分 1/2 の取得	3 億10百万円
② 水産物荷受事業	： 事務所移転に伴う空調設備他の設置工事	60百万円
③ 市場外水産物卸売事業	： 新基幹システムの構築	2 億51百万円
④ 養殖事業	： 船舶の購入	65百万円
	： 事務所兼社員寮の新築工事	89百万円
⑤ 食品加工事業	： 加工機械装置の購入	19百万円
⑥ 物流事業	： 冷蔵倉庫他空調設備の入替工事	63百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症が一定程度収束し、国内外の経済活動が本格的に回復するには相応の時間を要するものと想定され、また、ウクライナ情勢による影響などもあり、厳しい経済情勢が続くものと見込まれます。

水産物流通業界におきましては、外食・宿泊・インバウンド関連需要や輸出の回復の遅れ、急激な円安による輸入水産物の価格高騰などが懸念されます。

また、消費者の日常消費に対する節約志向は継続し、業種・業態の垣根を越えた販売競争が継続するなど厳しい経営環境下にあると予測されます。

2023年3月期は、2021年度から2023年度の3カ年を対象とした『OUGグループ中期経営計画2021』（2021年5月11日公表）の2年度目に当たり、当社グループは、引き続きグループ横断的な4つの重点テーマである「鮮魚事業（取引）の拡大」、「加工事業（取引）の拡大」、「エリア戦略の推進」、「海外事業の推進」について、バリューチェーンの最適化を意識したグループ役職員の個々の行動変容を通じて取り組み、業績を向上させてまいります。

併せて、グループ情報基盤の整備、グループ品質保証システムの構築、サステナビリティに関連した取組みの推進などグループ経営基盤の強化に努めてまいります。

このようなグループ一体としての企業活動を通じ、お客様に価値ある商品とサービスを提供することにより、食文化の発展に貢献し、企業価値を最大化してまいります。

2023年3月期の業績に関しましては、売上高3,100億円、営業利益27億円、経常利益29億円、親会社株主に帰属する当期純利益19億円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 73 期 2019年 3 月期	第 74 期 2020年 3 月期	第 75 期 2021年 3 月期	第 76 期 2022年 3 月期
売 上 高	325,268	319,813	298,223	298,572
経 常 利 益	2,505	1,621	1,727	3,092
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,617	1,192	1,141	1,344
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 291.43	円 銭 214.88	円 銭 205.62	円 銭 242.50
総 資 産 額	78,657	70,414	72,733	78,742
純 資 産 額	21,692	20,992	23,143	23,841
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 銭 3,907.66	円 銭 3,782.19	円 銭 4,172.81	円 銭 4,299.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき、また、1株当たり純資産額については、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第76期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社うおいち	2,000	100.0	水産物全般の販売および販売の受託
株式会社ショクリュー	5,211	100.0	水産物全般の販売および加工
株式会社兵殖	50	100.0	ハマチ、ブリ、マグロの養殖および販売・加工
舞洲流通センター株式会社	100	100.0	水産物等の仕分け・配送
関空トレーディング株式会社	20	100.0	水産物の加工および販売
株式会社トップ	10	100.0	保険代理業およびリース業
ダイワサミット株式会社	20	100.0	米飯加工および販売
株式会社トウニチ水産	20	100.0	刺身のケンを主体としたカット野菜の加工および販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

【特定完全子会社に関する事項】

- ① 特定完全子会社の名称および住所
株式会社ショクリュー
大阪市中央区日本橋一丁目22番25号
- ② 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度末日における帳簿価額の合計額
11,032百万円
- ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額
32,154百万円

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の関係会社は、子会社17社および関連会社2社により構成されており、各種水産物の販売、養殖、加工、物流および保険・リース事業等を営んでおります。

(8) 主要な事業所および工場(2022年3月31日現在)

当 社 OUGホールディングス株式会社

所在地 大阪市福島区野田二丁目13番5号

名	称	所 在 地
株 式 会 社 う お い ち	大 阪	大阪府 (大阪市福島区)
	東 部	大阪府 (大阪市東住吉区)
	北 部	大阪府 (茨木市)
	和 歌 山	和歌山県 (和歌山市)
	滋 賀	滋賀県 (大津市)
株 式 会 社 シ ョ ク リ ュ ー	本 社	大阪府 (大阪市中央区)
	支 社	東京都、愛知県、大阪府、福岡県
	事 業 所	北海道、宮城県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	工 場	山口県
株 式 会 社 兵 殖	本社・工場	大分県 (津久見市)
	事 業 所	高知県、長崎県、大分県、宮崎県
舞 洲 流 通 セ ン タ ー 株 式 会 社	本 社	大阪府 (大阪市此花区)
関 空 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	大阪府 (泉佐野市)
株 式 会 社 ト ッ プ	本 社	大阪府 (大阪市福島区)
ダ イ ワ サ ミ ッ ト 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	大阪府 (大阪市此花区)
株 式 会 社 ト ウ ニ チ 水 産	本 社 ・ 工 場	大阪府 (茨木市)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,418名	10名減	44歳2ヶ月	16年6ヶ月

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
農 林 中 央 金 庫	5,925 <small>百万円</small>
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,907
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,690
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,570
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,550

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,915,900株
(2) 発行済株式の総数 5,562,292株 (自己株式17,136株を含む)
(3) 株主数 11,791名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マルハニチロ株式会社	745 <small>千株</small>	13.44 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	315	5.68
日本生命保険相互会社	265	4.78
農 林 中 央 金 庫	263	4.76
株 式 会 社 り そ な 銀 行	184	3.32
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	175	3.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	151	2.74
O U G グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	116	2.10
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	115	2.07
丸 大 食 品 株 式 会 社	115	2.07

(注) 持株比率は、自己株式 (17,136株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	勝 田 昇	グループ経営推進担当、グループ戦略担当 株式会社うおいち取締役 株式会社ショクリュー取締役会長
取 締 役	中 江 一 夫	総合企画グループ、経営基盤グループ、情報企画グループ 統括・CSR担当 株式会社兵殖取締役 関空トレーディング株式会社取締役
取 締 役	橋 爪 康 至	グループ戦略担当 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	梅 島 信 也	グループ戦略担当 株式会社ショクリュー代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	三 浦 正 晴	弁護士 銀座中央法律事務所代表
取 締 役	荻 野 義 明	株式会社越後鶴亀代表取締役社長
常 勤 監 査 役	辰 清 広	
監 査 役	和 田 徹	弁護士 フェニックス法律事務所共同代表 ダイترون株式会社社外取締役
監 査 役	小 竹 伸 幸	公認会計士 小竹伸幸公認会計士事務所所長
監 査 役	石 川 英 機	株式会社ショクリュー監査役

- (注) 1. 取締役三浦正晴および荻野義明の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役和田徹、小竹伸幸、石川英機の3氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役三浦正晴、荻野義明、監査役和田徹、小竹伸幸の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 取締役三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役荻野義明氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役和田徹氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役小竹伸幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役石川英機氏は、長年の金融機関勤務で培った幅広い経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 執行役員は次のとおりであります。

(地位)	(氏名)	(担当および重要な兼職の状況)
執行役員	岡田 雅之	情報企画グループ担当 株式会社兵殖監査役
執行役員	山田 稔	経営基盤グループ担当 舞洲流通センター株式会社監査役 関空トレーディング株式会社監査役 株式会社トップ取締役
執行役員	中村 耕	総合企画グループ担当 舞洲流通センター株式会社取締役 ダイワサミット株式会社取締役 株式会社トウニチ水産取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2019年9月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役および監査役の報酬等に関する決定方針の内容は次のとおりです。

i 基本方針

取締役および監査役の報酬等は、当社および当社グループの業容および世間水準等を勘案しつつ、特に取締役の報酬等は、当社グループの業績向上へのインセンティブを高めることを主目的とした内容にしております。

なお、取締役の役位別標準報酬等は、独立社外取締役の関与・助言のもと取締役会の決議に基づき決定いたします。

ii 取締役の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬として支給する固定報酬と会社および個人の業績結果に応じて支給する業績連動報酬から決定することとしております。

なお、社外取締役の報酬は、経営に関する独立性を維持するため、固定報酬のみを支給することとしております。

iii 取締役の報酬等の割合に関する方針

個々の取締役の固定報酬は、役位別標準報酬の60%相当額としております。また、個々の業績連動報酬は、役位別標準報酬の40%相当額に業績評価に基づき決定された支給率を乗じて算定いたします。

iv 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

個々の取締役の報酬額については、取締役会において決議された算定方法に関する方針のもと、取締役会より委任された代表取締役社長が独立社外取締役の関与・助言のもと決定いたします。

v 監査役の報酬等に関する方針

監査役の報酬は、監査役は当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、固定報酬のみを支給することとしております。

vi 報酬等の付与時期または条件に関する方針

取締役および監査役の報酬は、在任中の毎月所定の日に限度額の範囲内で現金にて支給いたします。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	65 (12)	45 (12)	20 (-)	- (-)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	35 (15)	35 (15)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計	101	81	20	-	10

- (注) 1. 1991年6月27日開催の第45回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額27百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と決議されております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は17名です。また、監査役の員数は3名です。
2. 各取締役の業績連動報酬の算定にかかる業績評価は、定量的評価と定性的評価により行っております。業績連動報酬等にかかる業績指標については、定量的評価項目として、「連結売上高」、「連結経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」等を、定性的評価項目として、「経営戦略・担当業務の進捗状況」、「将来の経営戦略構築・事業構想への取組み」、「取締役会の実効性向上への取組み」、「組織運営（内部統制システム整備の対応等）への取組み」、「人材育成（後継者育成等）への取組み」等を指標としております。定量的評価の実績については、事業報告6頁の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。当該指標を選択した理由は、これらの評価項目を各取締役が役割を意識して確実に履行することにより、計画（予算）達成度や取締役としての資質等を高め、当社グループの業績を向上させるためであります。なお、業績連動報酬は、役位別標準報酬の40%相当額に業績評価に基づき決定された支給率を乗じて算定しております。
3. 取締役会は、代表取締役社長勝田 昇に取締役会において決議された算定方法に関する方針のもと、各取締役の固定報酬額および社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績連動報酬にかかる評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
4. 当事業年度において、社外役員1名が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は12百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三浦正晴氏は、銀座中央法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役荻野義明氏は、株式会社越後鶴亀の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表、ダイトロン株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小竹伸幸氏は、小竹伸幸公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石川英機氏は、株式会社ショクリューの監査役であります。同社は当社の連結子会社であります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三浦正晴	当期開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	荻野義明	当期開催の取締役会14回全てに出席し、主に豊富な経験と高い見識を有する経営者としての見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	和田徹	当期開催の取締役会14回、当期開催の監査役会19回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	小竹伸幸	当期開催の取締役会14回、当期開催の監査役会19回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	石川英機	当期開催の取締役会14回、当期開催の監査役会19回全てに出席し、長年の金融機関における業務経験で培った幅広い見地から取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款の規定に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社のすべての子会社の取締役および監査役ならびに執行役員であります。被保険者である役員等が株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟により、その職務に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合に負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用を填補することとしております。保険料の負担割合については、被保険者が10%を負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は保険契約により免責となります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、次回の更新時においても取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬	13百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、担当取締役、経理部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、日本公認会計士協会の公表する上場企業監査人・監査報酬実態調査報告、当業界事業者の実績等を参考にして担当取締役より受理した「会計監査人の報酬等」について相当であると認め同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号の事由に該当する事実を認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等に問題が認められる場合、事前に合意した監査計画に基づき適切に監査が行われない場合、監査報告書の作成や報告義務が適正に履行されない場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を不再任といたします。

なお、解任の場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、社外取締役を含む取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、社外監査役を含む監査役が内部監査部門である経営監査室と連携して取締役の職務執行を監査する。また、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。
- ii. 当社は、当社取締役会の下部組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社子会社（以下「グループ会社」という。）のコンプライアンス経営の強化に取り組む。
- iii. 当社は、グループ会社の行動規範（「役職員の心得」）を定め、グループ役職員がコンプライアンスを徹底する行動をとるとともに、グループ「内部通報規程」を定め、グループ会社役職員が法令・定款等に違反する行為が行われた場合、または行われようとしていることを知った場合は内部通報窓口に通報できるとしている。この場合、グループ会社に、通報者に対して不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存、管理する。取締役および監査役は同規程によりいつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、グループ会社の「リスク管理規程」を定め、当社コンプライアンス委員会を設置し、その事務局が統括的に管理する。
- ii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する計画および実施状況等から抽出した課題等を審議する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等に基づき取締役の職務執行手続を定め、取締役の職務執行が効率的に行われるための体制を構築する。

また、グループ戦略を実現するため、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、経営環境の変化に対応する体制を構築する。

⑤ 子会社の取締役等・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、グループ行動規範（「役職員の心得」）をグループ会社役職員に周知徹底する。
- ii. 当社は、グループ会社役職員に対し、コンプライアンス研修等を行い、コンプライアンスを徹底する組織文化の醸成を図る。
- iii. 当社は、当社コンプライアンス委員会において、子会社からコンプライアンスに関する計画および実施状況等について報告を受け、課題等を審議する。
- iv. 当社は、子会社においてコンプライアンスに関する重要事項等を審議する体制を整備する。
- v. 当社経営監査室は、グループ会社の内部統制システムの整備について統括し、指導を行う。
- vi. 当社経営監査室は、グループ会社の法令遵守状況等について内部監査を計画的に実施する。
- vii. 当社は、グループ会社の内部通報窓口を社外弁護士および経営監査室に設置する。
- viii. 子会社の子会社（孫会社）については、当該子会社が孫会社管理に関する規程を定め、当該孫会社を統括的に管理する。

⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i. 当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、事前協議事項および報告事項を明示し、子会社に、事前協議事項については子会社の取締役会決議その他意思決定の前に当社と協議を行うことを、報告事項については遅滞なく報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社に、定期的に業績および取締役の職務執行等についての報告を行うことを義務づける。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社は、「リスク管理規程」を定め、子会社にリスク管理に関する計画および実施状況等について報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役役に、グループ会社の「リスク管理規程」に掲げるリスクが顕在化した場合は、当社へ直ちに報告を行うことを義務づける。

⑧ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、「予算管理規程」を定め、毎事業年度ごとにグループ会社およびグループ全体の予算・戦略施策について統制する。
- ii. 当社は、当社経営会議においてグループ全体の経営戦略について審議し、策定する。

⑨ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

- i. 当社は、当社監査役から請求があったときは、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役と協議の上、決定する。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人は、補助すべき期間中は監査役の職務の補助に専従し、取締役および他の使用人の指揮・命令を受けないものとする。
- iii. 当該使用人の補助すべき期間中の人事評価等については、監査役と協議の上、実施する。

⑩ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社役職員に、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあることを知ったときは、当社監査役に速やかに報告を行うことを義務づける。

また、当社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。

⑪ 子会社の取締役、監査役、使用人等を含めた当社の監査役に報告するための体制

- i. 当社は、子会社役職員に、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うことを義務づける。
- ii. 当社は、子会社において「リスク管理規程」等に掲げるリスクが顕在化した旨の報告を受けた場合、当社監査役に直ちに報告する。
- iii. 当社経営監査室は、当社監査役にグループ会社における内部監査、コンプライアンス等に関する現状を定期的に報告する。
- iv. グループ会社の内部通報制度の担当部署である当社経営監査室は、グループ会社役職員からの内部通報の状況を、当社監査役に定期的に報告する。

⑫ 監査役への報告者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社に、当社監査役への報告を行ったグループ会社役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを徹底する。

⑬ 監査役職務の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑭ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、当社監査役が、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため取締役会のほか経営会議、その他重要な会議に出席するとともに、社内稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧する体制を構築する。
- ii. 当社は、当社監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- iii. 当社は、当社経営監査室が、当社監査役に事業年度の内部監査計画の策定および結果について報告を行う体制を構築する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

- i. 取締役会を14回開催し、取締役の職務執行を監督するとともに、監査役は経営監査室と連携し、取締役の経営上の重要事項の意思決定の過程および職務執行の状況を監査しました。
- ii. コンプライアンス委員会を2回開催し、グループにおけるコンプライアンスの取組状況を報告するとともに、コンプライアンス研修他諸施策を実施しました。
- iii. 「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を設置し、グループ役職員に周知するとともに、通報者の保護に配慮しつつ、所要の対応を行っています。
- iv. 「文書管理規程」に基づき取締役会議事録はじめ業務に関する文書を作成するとともに、取締役、監査役は必要に応じ閲覧しています。

② リスク管理に関する取組み

- i. 「リスク管理規程」および「関係会社管理規程」に基づきグループ全体の体系的な管理を行っています。
- ii. コンプライアンス委員会においてグループ会社におけるリスク管理に関する取組み（リスクの特定と予防措置を検証）の報告を審議しました。なお、取組状況については経営監査室が監査しています。

③ 取締役の効率的な職務執行の取組み

- i. 「取締役会規程」「職務分掌規程」等に基づき、取締役は担当職務を執行しています。
各取締役は、子会社を含む各事業の業務執行の状況について、四半期毎に取締役会への報告を実施しています。
- ii. 「経営会議」を4回開催し、経営環境の変化を踏まえた中期的な経営の戦略やその実行方策を審議しました。

④ 子会社管理に関する取組み

- i. グループ社長会を10回開催し、重要事項の報告、情報共有、意見交換を行いました。
- ii. 直接子会社8社について、役員を派遣し、経営、事業活動の監督・監査等を行っています。
- iii. 各子会社において、責任者の設置など所要のコンプライアンス体制を整備するとともに、「OUGグループ行動規範」の徹底、コンプライアンス研修の実施などに取り組みました。取組状況については報告を受け、コンプライアンス委員会において審議を行いました。

- iv. 経営監査室は、年度計画に従い子会社を監査するとともに、内部統制上の所要の指導を行っています。また、諸リスク顕在化時には、「リスク管理規程」に基づき再発防止策を含む所要の報告を受けています。
- v. 「関係会社管理規程」に定める事前協議事項、報告事項について、各子会社から申請・報告を受けています。
- vi. 「予算管理規程」に基づき、各子会社に対し予算統制を図るとともに、各子会社から定期的に業績や見通しの報告を受けています。

⑤ 監査役監査に関する取組み

- i. 監査役会を19回開催するとともに、監査役は取締役会（14回）、経営会議（4回）、コンプライアンス委員会（2回）など重要な会議にすべて出席し、社内稟議書など重要な文書を読覧しました。また、代表取締役との意見交換会を定期的に行っています。
- ii. グループ会社の役職員は、求めに応じあるいはリスク顕在化時に、監査役に所要の報告を行っています。
- iii. 監査役は、グループの内部監査の計画と結果、コンプライアンスの取組状況、内部通報の状況を定期的に経営監査室から報告を受けています。
- iv. 監査役は、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告（4回）を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況の聴取や意見交換を行っています。

『反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその状況』

当社は、「OUGグループ行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、不当な要求は一切排除する旨を定め、グループ役職員にその遵守を求めています。

今後とも、警察関連機関と連携し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	60,332	流 動 負 債	46,063
現金及び預金	2,595	支払手形及び買掛金	20,814
受取手形	58	短期借入金	15,703
売掛金	28,815	1年内返済予定の長期借入金	4,212
商品及び製品	27,836	未払法人税等	918
原材料及び貯蔵品	224	未払消費税等	245
その他	893	賞与引当金	795
貸倒引当金	△90	その他	3,373
固 定 資 産	18,409	固 定 負 債	8,837
有 形 固 定 資 産	10,584	長期借入金	5,741
建物及び構築物	2,636	繰延税金負債	31
機械装置及び運搬具	1,350	再評価に係る繰延税金負債	234
工具、器具及び備品	650	退職給付に係る負債	2,405
土地	5,929	役員退職慰労引当金	128
リース資産	6	資産除去債務	161
建設仮勘定	10	その他	134
無 形 固 定 資 産	656	負 債 合 計	54,900
投資その他の資産	7,169	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,087	株 主 資 本	22,796
関係会社株式	16	資 本 金	6,495
長期貸付金	91	資 本 剰 余 金	6,090
退職給付に係る資産	943	利 益 剰 余 金	10,252
破産更生債権等	283	自 己 株 式	△42
繰延税金資産	255	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,045
その他	791	その他有価証券評価差額金	1,189
貸倒引当金	△299	繰延ヘッジ損益	56
		土地再評価差額金	△447
		退職給付に係る調整累計額	247
資 産 合 計	78,742	純 資 産 合 計	23,841
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	78,742

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	298,572
売上原価	271,716
売上総利益	26,855
販売費及び一般管理費	23,978
営業利益	2,876
営業外収益	
受取利息	5
受取配当金	117
受取貸料	161
補助金収入	54
補助金の収入	16
その他	119
営業外費用	
支払利息	176
支払費用	69
その他	14
経常利益	3,092
特別利益	
受取補償金	29
固定資産売却益	23
受取保険金	7
特別損失	
減損損失	765
固定資産除却損	10
固定資産売却損	5
投資有価証券評価損	1
税金等調整前当期純利益	2,370
法人税、住民税及び事業税	1,079
法人税等調整額	△52
当期純利益	1,344
親会社株主に帰属する当期純利益	1,344

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	6,495	6,090	9,284	△39	21,831
会計方針の変更による累積的影響額			△26		△26
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,495	6,090	9,257	△39	21,804
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△332		△332
親会社株主に帰属する当期純利益			1,344		1,344
土地再評価差額金の取崩			△16		△16
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	995	△3	991
2022年3月31日残高	6,495	6,090	10,252	△42	22,796

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日残高	1,421	3	△464	351	1,312	23,143
会計方針の変更による累積的影響額						△26
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,421	3	△464	351	1,312	23,116
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△332
親会社株主に帰属する当期純利益						1,344
土地再評価差額金の取崩						△16
自己株式の取得						△3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△232	52	16	△104	△266	△266
連結会計年度中の変動額合計	△232	52	16	△104	△266	724
2022年3月31日残高	1,189	56	△447	247	1,045	23,841

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び
主要な連結子会社の名
称
- 連結子会社の数 16社
主要な連結子会社の名称

(株)うおいち
(株)ショクリュー

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD.
(連結の範囲から除いた理由)

DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD.は、小規模会社であり、
合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益
剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な
影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関
連会社の数及び主要な
会社の名称
- 該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない
非連結子会社及び関連
会社の名称等

主要な会社の名称
(非連結子会社)

DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD.
(関連会社)

大阪府中央卸売市場水産物精算(株)
(持分法を適用しない理由)

DAIEI TAIGEN (THAILAND) CO.,LTD.及び関連会社2社は、当
期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）
等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影
響が軽微あり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の
適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的の為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～11年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、顧客に支払う対価が存在する取引についても従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から顧客に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

なお、買戻し義務を負っている有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品を商品及び製品として認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は21,026百万円減少し、売上原価は21,001百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は26百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法から、決算日における市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、当該会計基準の適用による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(費用計上区分の変更)

従来、一部の連結子会社において商品及び製品に個別に紐づく荷造運搬費及び保管料は売上原価に計上しておりましたが、収益認識会計基準等を適用したことを契機に、売上高と売上原価の対応関係及び売上原価の範囲の見直しを行った結果、当連結会計年度より販売費及び一般管理費に含めております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

(不動産賃貸取引に係る収益及び費用計上区分の変更)

従来、当社が行っている不動産賃貸取引に関わる収益を売上高に計上しておりましたが、当連結会計年度に、当社が共同保有していた本社ビルの他社保有部分を買取ったことを契機に、当社が行っている当該取引の当社グループにおける位置づけを見直しました。その結果、当連結会計年度より、当社が行っている不動産賃貸取引に関わる収益を、営業外収益の「受取賃貸料」で計上する方法に変更いたしました。

また、「受取賃貸料」に対応する費用は、売上原価に計上しておりましたが、当連結会計年度より主として営業外費用の「賃貸費用」に計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「賃貸費用」は、「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度から「受取賃貸料」に対応する費用は、売上原価から主として営業外費用の「賃貸費用」に計上する方法に変更いたしました。この結果、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていた「賃貸費用」は8百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| (1) 連結計算書類に計上した金額 | |
| 商品及び製品 | 27,836百万円 |
| (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
- 当社グループが保有する商品及び製品は主に水産物であります。この連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。正味売却価額の見積りには、商品及び製品の将来の販売価額という重要な仮定が含まれており、これらは漁獲高や需給状況による相場変動の影響を受けるため、実際の販売単価が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| (1) 担保に供している資産 | |
| 流動資産の「その他」 | 7百万円 |
| 投資有価証券 | 1,851百万円 |
| 計 | 1,859百万円 |
| (2) 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 1,075百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,267百万円 |
| 長期借入金 | 981百万円 |
| 計 | 3,324百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,773百万円 |

3. 事業用土地の再評価

連結子会社(株)シヨクリューは、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、主として部門別管理会計区分を減損損失を把握するグルーピングの単位としております。ただし、継続的に収支の把握を行っている支店、営業所等は各拠点をグルーピングの単位としております。本社等特定の部門との関連が明確でない資産は共有資産とし、それ以外の賃貸用資産及び遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングしております。そのうち、営業収支のマイナスが継続している拠点や時価が著しく下落している遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額765百万円を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

事業用資産	福岡市中央区他	土地、建物他	746百万円
事業用資産	大阪市中央区	建物、機械装置他	14百万円
有休資産	佐賀県唐津市他	土地	4百万円

なお、各資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額及び公示価格等に基づき評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	5,562,292株	－株	－株	5,562,292株
合 計	5,562,292株	－株	－株	5,562,292株
自己株式				
普通株式	15,931株	1,205株	－株	17,136株
合 計	15,931株	1,205株	－株	17,136株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,205株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当 り配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	332,781,660円	60.0円	2021年3月31日	2021年6月30日

3. 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当 り配当額	基 準 日	効力発生日
普通株式	332,709,360円	利益剰余金	60.0円	2022年3月31日	2022年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に養殖事業、食品加工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、相手先の契約不履行によるリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債権債務について、為替予約取引を利用して、為替変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内ルールに従い、管理及び財務担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません（*2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券（*2）	4,939	4,939	－
資産計	4,939	4,939	－
長期借入金	5,741	5,758	17
負債計	5,741	5,758	17
デリバティブ取引（*3）	78	78	－

（*1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	147

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	4,939	—	—	4,939
デリバティブ取引				
為替予約	—	78	—	78

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,758	—	5,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財及びサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他(注)	合計
	水産物荷受事業	市場外 水産物卸売事業	養殖事業	食品加工事業	物流事業	計		
鮮魚	61,479	21,541	8,014	－	－	91,035	491	91,527
加工食品	124,582	91,817	－	4,354	－	220,755	2,275	223,030
その他	1,533	71	434	299	1,596	3,935	4	3,940
顧客との契約 から生じる収益	187,595	113,430	8,449	4,654	1,596	315,726	2,772	318,498
その他の収益	－	－	－	－	－	－	675	675
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	△9,602	△3,179	△3,338	△2,270	△1,078	△19,469	△1,132	△20,601
外部顧客への 売上高	177,993	110,251	5,110	2,383	518	296,257	2,314	298,572

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース事業、水産物仲卸事業及び水産物小売事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、量販店、外食業界等を主な得意先としており、主に水産加工食品等の製造・販売を行っております。これらの商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しており、顧客に支払う対価が存在する取引についても当該対価の増額から顧客に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、買戻し義務を負っている有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品を商品及び製品として認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
当社グループにおいては、予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,299円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 242円50銭 |

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は7円66銭、1株当たり当期純利益は2円80銭それぞれ減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

ＯＵＧホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 田 篤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＯＵＧホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＯＵＧホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

(次頁に続く)

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,282	流 動 負 債	9,554
現金及び預金	26	短期借入金	4,670
前払費用	55	1年内返済予定の長期借入金	3,808
未収収益	6	リース債務	118
関係会社短期貸付金	6,200	未払金	363
その他	994	未払費用	15
貸倒引当金	△0	未払法人税等	553
固 定 資 産	24,871	前受金	6
有 形 固 定 資 産	2,937	預り金	3
建物	834	賞与引当金	15
構築物	14	固 定 負 債	5,408
工具、器具及び備品	24	長期借入金	4,992
土地	1,757	リース債務	210
リース資産	297	債務保証損失引当金	113
建設仮勘定	9	長期預り保証金	92
無 形 固 定 資 産	192	負 債 合 計	14,962
ソフトウェア	145	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	38	株 主 資 本	16,085
リース資産	6	資 本 金	6,495
その他	1	資 本 剰 余 金	6,149
投資その他の資産	21,741	資本準備金	6,144
投資有価証券	4,443	その他資本剰余金	4
関係会社株式	16,394	利 益 剰 余 金	3,482
関係会社長期貸付金	3,072	利 益 準 備 金	858
繰延税金資産	796	その他利益剰余金	2,624
その他	40	繰越利益剰余金	2,624
貸倒引当金	△3,003	自 己 株 式	△42
資 産 合 計	32,154	評価・換算差額等	1,106
		その他有価証券評価差額金	1,106
		純 資 産 合 計	17,191
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,154

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
関係会社受取配当金	556	
経営管理料	628	
情報サービス売上高	371	
賃貸収入	204	
金融収益	87	1,848
売 上 原 価		
情報サービス売上原価	338	
賃貸原価	120	
金融費用	63	521
売 上 総 利 益		1,326
販売費及び一般管理費		587
営業利益		739
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	103	
その他の	95	198
営業外費用		
支払利息	47	
その他の	12	60
経常利益		877
特別利益		
投資有価証券売却益	3	3
税引前当期純利益		881
法人税、住民税及び事業税	81	
法人税等調整額	△5	75
当期純利益		805

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
2021年4月1日残高	6,495	6,144	4	858	2,152
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△332
当期純利益					805
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	472
2022年3月31日残高	6,495	6,144	4	858	2,624

	株 主 資 本		評価・換算等 の 他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
2021年4月1日残高	△39	15,616	1,272	16,889
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△332		△332
当期純利益		805		805
自己株式の取得	△3	△3		△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△166	△166
事業年度中の変動額合計	△3	469	△166	302
2022年3月31日残高	△42	16,085	1,106	17,191

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び
評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

会計方針の変更に係る注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法から、決算日における市場価格等に基づく時価法に変更しております。なお、当該会計基準の適用による計算書類に与える影響は軽微であります。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	996百万円
関係会社に対する短期金銭債務	408百万円
関係会社に対する長期金銭債務	235百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,233百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	1,851百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	900百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,118百万円
長期借入金	842百万円
計	2,860百万円
4. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	2,135百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	1,729百万円
関係会社からの仕入高	2百万円
関係会社とのその他の営業取引高	293百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	15,931株	1,205株	－株	17,136株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,205株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	209百万円
賞与引当金	4百万円
関係会社貸倒引当金	911百万円
債務保証損失引当金	34百万円
減損損失	523百万円
関係会社株式	1,444百万円
減価償却超過額	2百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	3,155百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△149百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,716百万円
評価性引当額小計	△1,866百万円
繰延税金資産合計	1,289百万円
繰延税金負債	
投資有価証券	1百万円
その他有価証券評価差額金	491百万円
繰延税金負債合計	493百万円
繰延税金資産の純額	796百万円

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関 係				
子会社	㈱うおいち	2,000	水産物 荷受事業	(所有) 直接 100.0	2人	経営管理等	経営管理料 の受入 (注) 1	379	未収入金	34
							剰余金の配 当の受入 (注) 5	500	-	-
							資金の貸付 (注) 3	34,703	関係会社 短期貸付金	6,200
							資金の回収 (注) 3	35,403		
							給与弁済金 の支払 (注) 4	146	未払金	0
							連結納税に伴う 支払予定額 (注) 10	695	未収入金	695
子会社	㈱シヨク リユウ	5,211	市場外 水産物 卸売事業	(所有) 直接 100.0	3人	経営管理等	経営管理料 の受入 (注) 1	215	未収入金	19
							システム使 用料の受払 (注) 2	208	未収入金 未払金	22 36
子会社	㈱兵殖	50	養殖事業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	保証債務 (注) 6	2,135	-	-
子会社	舞洲流通 センター㈱	100	物流事業	(所有) 直接 100.0	なし	経営管理等	資金の貸付 (注) 3、8	131	関係会社 長期貸付金	444
							資金の回収 (注) 3、8	133		
子会社	関空トレー ディング㈱	20	食品 加工事業	(所有) 直接 100.0	1人	経営管理等	資金の貸付 (注) 3、9	160	関係会社 長期貸付金	1,863
							資金の回収 (注) 3、9	146		
子会社	㈱トップ	10	リース 事業	(所有) 直接 100.0	なし	経営管理等	リース債務 の返済 (注) 7	119	リース債務 (流動)	118
							リース債務 利息の支払 (注) 7	7	リース債務 (固定)	210
子会社	ダイワ サミット㈱	20	食品 加工事業	(所有) 直接 100.0	なし	経営管理等	資金の貸付 (注) 3、10	51	関係会社 長期貸付金	765
							資金の回収 (注) 3、10	103		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理料については、グループ運営に関する契約に基づき決定しております。
2. システム使用料については、契約条件により決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 給与弁済金については、契約条件により決定しております。
5. 剰余金の配当については、子会社の株主総会決議により決定しております。
6. 保証債務については、子会社の借入金に対する保証であります。
7. リース債務の返済及びリース債務利息の支払については、契約条件により決定しております。
8. 舞洲流通センター(株)への関係会社長期貸付金に対し、444百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において2百万円の貸倒引当金戻入額を営業外収益に計上しております。
9. 関空トレーディング(株)への関係会社長期貸付金に対し、1,854百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において10百万円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。
10. ダイワサミット(株)への関係会社長期貸付金に対し、682百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において75百万円の貸倒引当金戻入額を営業外収益に計上しております。
11. 連結納税制度による連結法人税の支払予定額であります。

収益認識に関する注記

持株会社である当社の主な収益は、子会社からの受取配当金及び経営管理料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営管理料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,100円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 145円26銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

OUGホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 田 篤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OUGホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

(次頁に続く)

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁に続く）

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

OUGホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	辰		清	広	㊟
社外監査役	和	田		徹	㊟
社外監査役	小	竹	伸	幸	㊟
社外監査役	石	川	英	機	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定かつ継続的な利益還元を重視しつつ経営基盤の安定強化に留意し、安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円 配当総額 332,709,360円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の記載の変更

今後の新規事業への展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の事業目的の記載を追加するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。</p> <p>1.～4.（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p><u>5.～25.</u>（条文省略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することおよびこれに関連する業務を行なうことを目的とする。</p> <p>1.～4.（現行どおり）</p> <p><u>5. 各種次亜塩素酸水生成装置をはじめとする機械装置一式および生成水・薬液の販売</u></p> <p><u>6.～26.</u>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位、担当
1	はし づめ やす よし 橋 爪 康 至	取締役 グループ戦略担当 <input type="checkbox"/> 再任
2	なか え かず お 中 江 一 夫	取締役 総合企画グループ 経営基盤グループ 情報企画グループ統括・CSR担当 <input type="checkbox"/> 再任
3	うめ じま しん や 梅 島 信 也	取締役 グループ戦略担当 <input type="checkbox"/> 再任
4	み うら まさ はる 三 浦 正 晴	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
5	おぎ の よし あき 荻 野 義 明	社外取締役 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
6	いわ さ いざん ど 岩 佐 勇 人	— <input type="checkbox"/> 新任

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はし づめ やす よし 橋 爪 康 至 (1956年5月31日生)	1975年4月 当社入社 2006年10月 大阪魚市場株式会社（現 株式会社う おいち）商品事業本部商品部Bチーム リーダー 2010年7月 同社商品事業本部商品部マネージャー 2012年4月 同社執行役員商品事業本部商品部 マネージャー 2013年5月 同社取締役常務執行役員商品事業本部 本部長 2014年5月 同社取締役専務執行役員商品事業本部 本部長 2015年4月 同社取締役専務執行役員商品事業本部 本部長兼営業企画室担当 2015年5月 関空トレーディング株式会社取締役 2017年5月 株式会社うおいち代表取締役社長 社長執行役員（現任） 2017年6月 当社取締役、グループ戦略担当 （現任）	12,573株
<p>【取締役候補者とした理由】 橋爪康至氏は、当社においてグループ戦略の推進を担当し、また、当社グループの中核会社である株式会社うおいちの代表取締役社長を務め、グループ経営に係る豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、当社および当社グループ会社の経営者として、これらの経験と見識に基づきグループ全体のコーポレートガバナンスを適切に行うことにより、グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献できると判断したものであります。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	なか え かず お 中 江 一 夫 (1954年6月8日生)	1978年4月 当社入社 2004年10月 株式会社奈良魚市顧問 2005年5月 同社取締役総務部長 2006年9月 同社取締役辞任 2006年10月 当社執行役員経営基盤グループ マネージャー 2008年4月 当社常務執行役員経営基盤グループ 2018年6月 当社取締役経営基盤グループ・CSR 担当 2019年5月 株式会社トップ取締役 株式会社トウニチ水産取締役 株式会社兵殖取締役(現任) 2020年5月 関空トレーディング株式会社取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役総合企画グループ、経営基 盤グループ、情報企画グループ統括・ CSR担当(現任)	7,319株
【取締役候補者とした理由】 中江一夫氏は、当社において総合企画グループ、経営基盤グループ、情報企画グループ・CSR担当の 多様な部門等を統括し、グループ経営に係る豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、当社 および当社グループの経営者として、これらの経験と見識に基づきグループ全体のコーポレートガバ ナンスを適切に行うことにより、グループの持続的な成長と企業価値の向上に貢献できると判断した ものであります。			
3	うめ じま しん や 梅 島 信 也 (1955年9月19日生)	1979年4月 大栄太源株式会社(現 株式会社ショ クリユー)入社 2006年7月 同社関東営業支社広域営業部部長 2009年4月 同社東日本支社営業部部長 2010年4月 同社執行役員東日本支社営業部部長 2013年6月 同社常務執行役員東日本支社副支社長 兼営業部部長 2014年4月 同社常務執行役員東日本支社支社長 2014年5月 同社取締役常務執行役員東日本支社 支社長 2016年5月 同社取締役専務執行役員管理本部 本部長 2017年5月 同社代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 2017年6月 当社取締役、グループ戦略担当 (現任)	3,254株
【取締役候補者とした理由】 梅島信也氏は、当社グループの中核会社である株式会社ショクリューの代表取締役社長として、長年 培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、市場外水産物卸売事業の監督を 適切に行うことにより、当該事業の成長を通じて、グループ経営の推進に貢献できると判断したも のであります。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	みうらまさはる 三浦正晴 (1948年5月22日生)	1975年4月 検事任官 2002年8月 那覇地方検察庁検事正 2004年9月 法務省入国管理局長 2007年6月 大阪地方検察庁検事正 2010年1月 福岡高等検察庁検事長 2011年5月 弁護士登録 2011年5月 河上法律事務所入所 2013年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2015年5月 銀座中央法律事務所代表(現任) 2019年6月 三井金属鉱業株式会社社外取締役	1,728株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 三浦正晴氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。選任後は弁護士としての専門的な観点から引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に尽力いただけることを期待します。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おぎのよしあき 荻野義明 (1954年5月16日生)	1977年4月 サントリー株式会社(現 サントリーホールディングス株式会社)入社 2008年3月 同社中・四国支社長 2009年4月 サントリービア&スピリッツ株式会社執行役員中・四国支社長 2009年9月 同社執行役員近畿営業本部長 2010年4月 サントリーホールディングス株式会社執行役員 サントリービア&スピリッツ株式会社常務取締役近畿営業本部長 2013年10月 同社常務取締役営業推進本部長 2014年10月 同社専務取締役営業統括本部長 サントリービール株式会社取締役 2015年4月 サントリーホールディングス株式会社顧問 サンリーブ株式会社代表取締役社長 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社越後鶴亀代表取締役社長(現任) 2020年4月 サントリーホールディングス株式会社社友(現任)	1,016株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 荻野義明氏は、サントリーホールディングス株式会社および同社グループ会社等の経営者として、長年培ってきた企業経営に係る豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を客観的な立場で当社の経営に活かすことができると判断したものであります。選任後は企業経営の経験者としての専門的な観点から引き続き当社の経営に対する実効性の高い監督等に尽力いただけることを期待します。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ いわ 岩 さ 佐 いさん 勇 人 (1952年8月3日生)	1978年4月 当社入社 2006年6月 当社執行役員商品事業本部商品部サブマネージャー 2006年10月 大阪魚市場株式会社 (現 株式会社うおいち) 執行役員商品事業本部特販部マネージャー兼商品事業本部特販部第一課リーダー 2010年7月 同社常務執行役員市場営業本部和歌山支社長 2012年12月 同社常務執行役員市場営業本部和歌山支社長兼市場営業本部本部長代行 2013年5月 同社取締役常務執行役員市場営業本部本部長 2014年5月 同社取締役専務執行役員市場営業本部本部長 2017年5月 同社取締役副社長執行役員営業統括兼商品事業本部本部長兼営業企画室担当 2020年4月 同社取締役副社長執行役員営業統括兼営業企画室担当 2022年5月 同社取締役(現任) 2022年5月 株式会社ショクリュウ取締役会長(現任)	6,620株
【取締役候補者とした理由】 岩佐勇人氏は、当社グループの中核会社である株式会社うおいちの経営者として、長年培ってきた水産物流通に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を経営全般に活かすことにより、グループ経営の推進に貢献できると判断したものであります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 三浦正晴および荻野義明の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、三浦正晴および荻野義明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告の15頁をご参照ください。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、次回の更新時においても取締役会の決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)

取締役会のスキルマトリックス (予定)

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

候補者番号	氏名	本定時株主総会後の地位 (予定)	主な専門性・経験						
			企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	営業・マーケティング	人事・労務	システム	サステナビリティ
1	橋爪 康至	代表取締役社長	○			○			○
2	中江 一夫	代表取締役	○	○	○		○	○	○
3	梅島 信也	取締役	○			○			○
4	三浦 正晴	社外取締役			○				
5	荻野 義明	社外取締役	○			○			○
6	岩佐 勇人	取締役	○			○			

※上記の一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

株主総会会場ご案内図



場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
 大阪商工会議所 7階 国際会議ホール
 電話 06-6944-6268 (会場係)

交通機関 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 ⑫号出口徒歩8分
 地下鉄中央線 堺筋本町駅 ①号出口徒歩8分
 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ④号出口徒歩8分
 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ⑥号出口徒歩10分

【お願い】 ご来場の際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

